

## ●就学後のお子さん

ワクチン	接種対象年齢		接種回数	標準的接種間隔・期間	
				1 期初回	1 期追加
日本脳炎	1 期	生後 6 か月から 7 歳 6 か月未満	3 回	6 日から 28 日間隔で 2 回	1 期初回接種終了後、 約 1 年後に 1 回
	2 期	9 歳以上 13 歳未満	1 回	9 歳に達した時から 10 歳に達するまでの期間 ※小学 4・5 年生のお子さんに個別通知いたします。	
<p>●積極的な接種勧奨の中止によって接種機会を逃した方へ</p> <p>・平成 7 年 4 月 2 日～平成 19 年 4 月 1 日生まれのお子さん 20 歳になるまでの間に、残りの回数分定期接種(全 4 回)が受けられます。 ※高校 3 年生相当の方に個別通知いたします。</p> <p>・平成 19 年 4 月 2 日～平成 21 年 10 月 1 日生まれのお子さん 1 期が終了していないおさんは、9 歳の誕生日の前日から 13 歳の誕生日の前日までの間に、 残りの回数分 1 期の定期接種(全 3 回)が受けられます。 2 期(4 回目)は、9 歳以上 13 歳未満の間に接種します。</p>					
二種混合	11 歳以上 13 歳未満		1 回	11 歳に達した時から 12 歳に達するまでの期間 ※小学 6 年生のお子さんに個別通知いたします。	
ヒトパピローマ ウイルス (HPV) ワクチン	小学 6 年生相当から 高校 1 年生相当の女子		3 回	2 価:1 月の間隔をおいて 2 回行った後、1 回目の注射 から 6 月の間隔をおいて 1 回 4 価:2 月の間隔をおいて 2 回行った後、1 回目の注射 から 6 月の間隔をおいて 1 回 ※中学 1 年生～高校 1 年生相当の女子に個別通知いた します。	
<p>※厚生労働省より令和 4 年度から積極的な勧奨再開が決定されました。</p> <p>●積極的な接種勧奨の中止によって接種機会を逃した方へ 平成 9 年 4 月 2 日～平成 18 年 4 月 1 日生まれの女子 令和 7 年度までの間に、残りの回数分接種(全 3 回)が受けられます。 なお、過去に定期接種(小学校 6 年生～高校 1 年生に相当する年齢)の対象年齢を過ぎてヒトパピロー マウイルスワクチンの任意接種を自費で受けている場合、費用の助成を行います。(令和 4 年 4 月 1 日時点で川西町に住所がある方に限ります)健康子育て課(42-6640)までお問い合わせください。 ※平成 9 年 4 月 2 日～平成 18 年 4 月 1 日生まれの女子に個別通知いたします。</p>					

